



Headline News

所得課税改革 : 国民の負担増は避けられず

◆増える個人住民税

政府は、「三位一体の改革」で国から地方へ税源を移譲するため、国税の所得税を減らし、地方税の個人住民税を増やす。

個人住民税の税率は現在、収入に応じて5、10、13%と3段階あるが、政府税調はこれを10%に一本化する方向で検討している。13%から10%に減税となる高所得者層が約170万人なのに対し、5%から10%に増税になる低所得者層は約3200万人と多いため、個人住民税全体では差し引き3兆円程度の増収となる計算だ。

住民税が減税となる高所得者層に対しては所得税の税率を上げ、逆に住民税が増税となる低所得者層には所得税の税率を下げることで、所得、住民税を合わせた所得課税全体では、原則として負担の増減が生じないようにする。ただ、例えば夫婦と子供2人の場合、年収325万円未満の層は現在、所得税を払わなくても良いため、住民税の5%引き上げ分がそのまま増税となる。約300万人といわれるこうした層に対する負担軽減措置をどう講じるかが課題となる。

住民税率を10%に一本化する案は、税源移譲の額が3兆円程度であることが前提。三位一体の改革では補助金削減をめぐる義務教育国庫負担金の扱いが決着しておらず、国から地方への税源移譲額が確定するのは秋以降となる見通しで、移譲額が3兆円から大きく離れた場合は、住民税と所得税の税率変更を改めて見直す必要も出てくる。

◆少子高齢化で「控除」も見直し

個人所得課税の改革では、複雑で多岐にわたる控除の見直しも焦点。少子高齢化で家族構成が多様化し、終身雇用が崩れつつある中、「今の控除は時代の変化に対応していない」(財務省)。このため、政府税調では「給与所得控除」や「扶養控除」などの見直しが検討項目に挙がっている。

「給与所得控除」は給与収入から必要経費を控除するもので、控除総額は給与総額の約3割を占める。政府税調では、例えば確定申告制度を適用するなど、控除額を経費の実態に近づける仕組みに改める方向で検討している。勤続年数に応じて控除額が増えていく「退職所得控除」も「終身雇用ありきの制度で、時代にそぐわない」との批判的な意見が大勢で、縮小する方向だ。

一方、子供を持つ世帯に適用される「扶養控除」は、納税額そのものを減額する「税額控除」方式への変更が検討されている。現在の扶養控除は、所得税の場合は子供1人につき38万円、住民税は33万円を課税対象となる所得から差し引く「所得控除」方式で、税率が高い高所得者層ほど納税額が大きく減る。「税額控除」方式は、所得の多寡に関係なく一定額が軽減されることになる。

(2005年5月3日毎日新聞ニュースより抜粋)

Information



――☆☆ 人材投資促進税制の創設 ☆☆――

平成17年度税制改正により、企業が支出する教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する制度が3年間の時限措置として創設されます。

対象法人	①青色申告法人	資本金1億円以下の青色申告法人等 (大規模法人の子会社等を除く)
制度の内容	・ 教育訓練費が基準額(前2期の平均額)より増加した場合、増加額の25%相当額の税額控除可能	教育訓練費の総額に対し、教育訓練費増加率の1/2の率(最大20%)を乗じた金額について税額控除可能(①との選択制)
税額控除の限度額	法人税額の10%相当額を限度	



対象法人	①青色申告法人	②資本金1億円以下の青色申告法人等 (大規模法人の子会社等を除く)
<p>制度の図解</p>	<p>前2期の教育訓練費の額の平均額A</p> <p>当期の教育訓練費の額C</p> <p>増加額B × 25% = 税額控除額</p>	<p>当期の教育訓練費の額C</p> <p>C × 率(※) = 税額控除額</p> <p>(※) 率 = (B/A) × 1/2 (最大20%)</p>
<p>地方税</p>	<p>適用なし</p>	<p>適用あり 税額控除額 = 法人税の特別控除額 × 住民税率</p>
<p>税額控除の対象となる教育訓練費</p>	<p>講師・指導員等経費: 社外講師、指導員に支払う講師料、指導員料(会場への旅費、宿泊費等含む) 教材費: 研修用の教材、プログラムの購入料等 外部施設使用料: 研修を行うために使用する外部施設、設備の借上料、利用料 研修参加費: 従業員の教育訓練上必要なものとして指定した講座等の受講費用、参加費用 研修委託費: 講師、教材等を含め研修全体を外部の教育機関へ委託する場合の費用など 【留意点】・法人税法上、損金に算入されるものに限る ・関連会社への支出は対象、社内講義などの内部費用は対象外 ・支出の対象者は、使用人(派遣社員を含む)に限定され、役員(使用人兼務役員を含む)は対象外 ・教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける助成金等の金額は控除する</p>	

- この制度は、平成17年4月1日から平成20年3月31日までに開始する各事業年度に適用されます。
- 設立・解散事業年度(合併による設立・解散事業年度を除く。)および清算中の各事業年度には適用されません。
- 従業員に一定の職業訓練等を受講させた場合「キャリア形成促進助成金」があります。
<http://www.ehdo.go.jp/gyomu/f-3.html>
- 実務的には、「教育訓練費」等の勘定科目を別途設けて区分経理するなど、金額の集計を容易にする工夫が必要です。
(情報提供: ASGグループ(グラント・ソントン 加盟事務所) ASGマネジメント(株))

◆ ちょっとコメント・・・「啐啄(そったく)の機」 ◆

「こどもの日」に仕事をしていて、当日の新聞のコラムより、ふとこんな言葉を見つけました。

「啐」はひなが卵の内側からつつくこと、外から母鳥がつつき破ることを「啄」、この共同作業でひなが生まれるから、得がたいタイミング、という意味らしい。子供の成長は幾度も殻を破って外へ出て行くことだ。親は機が熟すまさにその時、助言し刺激を与えればいいのか。子供の準備が出来ていないのに、親が張り切って一方的に殻を割ってしまうと、子供はおびえて外へ出られない。焦らないで見守りたい。同様に、会社組織での上司と部下との関係や取引先との関係もいつもこうありたいものである。

(公認会計士・税理士 沖 祐治)